伊豆シャボテンリゾート

第49期 定時株主総会
招 集 ご 通 知

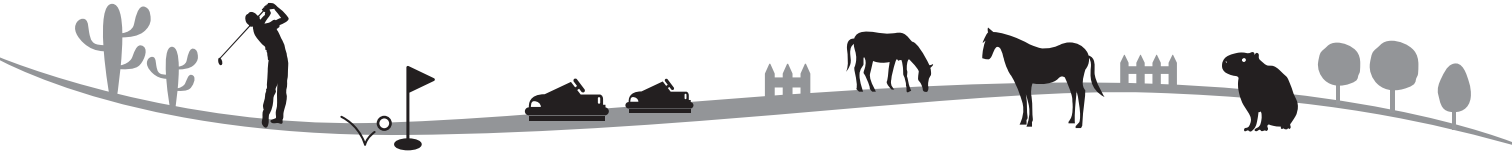

開催日時　**2024年６月26日（水曜日）**
午前10時（受付開始：午前９時15分）

開催場所　東京都港区元赤坂２丁目２番23号
明治記念館「若竹」の間

決議事項
第１号議案　**取締役６名選任の件**
第２号議案　**監査役１名選任の件**

目 次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 8
連結計算書類 …… 23
計算書類 …… 36
監査報告書 …… 44

伊豆シャボテンリゾート株式会社

証券コード：6819

2024年６月11日
（電子提供措置の開始日 2024年５月30日）

株　主　各　位

東京都港区南青山７丁目８番４号
伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役　北　本　幸　寛
（証券コード：６８１９）

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「投資家の皆様へ」→「招集通知」の順に選択してご覧ください。
　　当社ウェブサイト https://www.izu-sr.co.jp/
　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
　　東京証券取引所ウェブサイト
　　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**　議決権の事前行使にあたっては、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、併せて議決権行使についてのご案内をご覧いただいたうえ、2024年６月25日（火曜日）の午後７時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時 2024年６月２６日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時15分）
２．場　　所 東京都港区元赤坂２丁目２番23号
明治記念館 「若竹」の間
（後記の会場ご案内図をご参照ください。）
３．会議の目的事項
報告事項　１．第49期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第49期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案 剰余金の配当の件
第２号議案 取締役６名選任の件
第３号議案 監査役１名選任の件

以　上

〈株主様へのお願い〉

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈議決権行使の取扱いについてのご案内〉

①書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②電磁的方法(インターネット等)により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

④各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権の行使についてのご案内

＜議決権行使等についてのご案内＞

議決権の行使には以下の方法がございます。

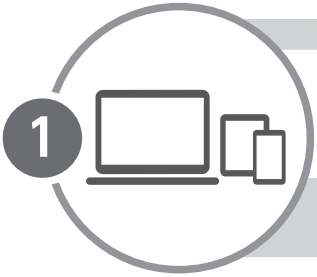

1 インターネットによる議決権行使の場合

次頁をご参照ください

行使期限　2024年6月25日（火曜日）午後7時00分まで

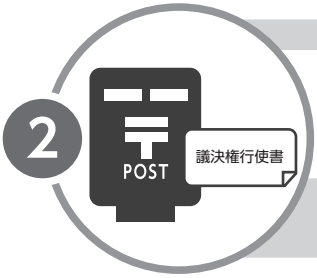

2 議決権行使書を郵送する場合

各議案の賛否を表示のうえ投函
（お早めにご投函ください）

行使期限　2024年6月25日（火曜日）午後7時00分到着分まで

3 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付へ提出

株主総会開催日時　2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

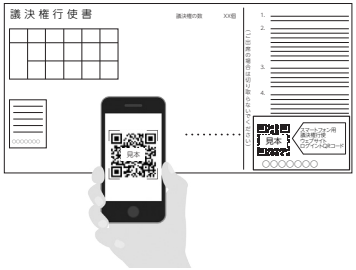

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。

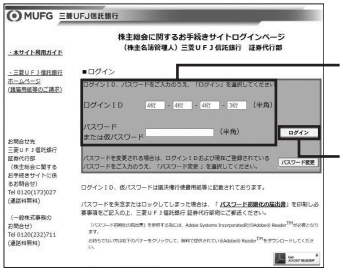

ログインＩＤ、
仮パスワードを入力し、

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：**0120-173-027**
（受付時間 9：00 ～ 21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の配当の件

当社は、コアビジネスであるレジャー事業や成長余地のあるアニタッチ事業への投資と現状の財務体質を維持したうえで、株主資本配当率3．５％を基準として、安定的な利益の還元を継続的に行うことを基本方針とし、以下のとおり復配いたしたいと存じます。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき　１０円　総額　182,297,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年６月27日

第２号議案　　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	北本幸寛 (1970年６月14日生)	2000年８月　㈱ハートライン代表取締役就任 2007年６月　㈱クオンツ取締役就任 2008年９月　㈱クオンツ取締役退任 2014年11月　当社代表取締役社長就任（現任） 【重要な兼職の状況】 ㈱伊豆シャボテン公園　取締役 ㈱FLACOCO　取締役 ㈱ウェブ　取締役	0株
2	吉村浩太郎 (1977年５月22日生)	2014年11月　㈱伊豆シャボテン公園 代表取締役就任（現任） 2016年６月　当社取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 ㈱伊豆シャボテン公園　代表取締役 ㈱伊豆ドリームビレッジ　取締役 ㈱FLACOCO　取締役	500株
3	栗原謙 (1964年10月18日生)	1989年５月　㈱井出プロダクション （現㈱FLACOCO）入社 2006年６月　㈱FLACOCO取締役就任 2008年６月　㈱FLACOCO代表取締役就任（現任） 2021年６月　当社取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 ㈱FLACOCO　代表取締役	0株
4	金良姫 (1973年12月６日生)	2014年11月　当社社外取締役就任 2017年６月　当社取締役就任（現任） 2022年９月　㈱ニッサントラベル取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 ㈱ニッサントラベル　取締役	0株
5	酒井貴雄 (1993年2月8日生)	2015年６月　山河企画㈲取締役就任（現任） 2017年９月　㈱エデン代表取締役就任（現任） 【重要な兼職の状況】 ㈱エデン　代表取締役	0株
6	江口修司 (1959年７月30日生)	1983年４月　日興証券㈱（現SMBC日興證券㈱）入社 1999年12月　イー・トレード証券㈱ （現SBI証券㈱）入社 2016年１月　宝和商事有限会社入社（現任） 2022年６月　当社取締役就任（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
３．江口修司氏は社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者の選任理由
江口修司氏は、既に約２年当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
江口修司氏は長年証券業界に従事しており、特に今後更なるＭ＆Ａに向け公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただけるものと期待しております。
５．当社は、江口修司氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とし、本総会において、江口氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第３号議案　　監査役１名選任の件

監査役白石孝誼氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
白石孝誼（しらいしたかよし） (1944年８月16日生)	2006年11月　白石都市開発㈱代表取締役就任(現任) 2007年６月　当社監査役就任 2008年10月　ウィープロジェクト㈱代表取締役就任(現任) 2010年６月　当社監査役退任 2016年６月　当社監査役就任(現任)	250株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．当社は、監査役全員を対象とする、会社法第430条の3第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、候補者が原案どおり選任され、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

以上

事　業　報　告

第 49 期 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類に移行し、経済活動の正常化やこれに伴うインバウンド需要の回復が進み、人流の回復や個人消費及び雇用環境に持ち直しの動きが見られる等緩やかな景気の回復傾向が続いております。一方ウクライナ情勢の長期化やエネルギー価格の高騰など物価の上昇や金利差を背景とした円安の継続により、先行きは不透明な状況は続いております。

このような状況下で、当社が展開する各レジャー施設では、経営理念である「ステークホルダーと共に」及びブランドスローガンである「ご来園者の笑顔のために」のもとに、各施設の入園者数と売上確保に努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高46億48百万円（前期比37.1％増）、営業利益９億円（前期比39.8％増）、経常利益９億54百万円（前期比37.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益３億23百万円（前期比32.2％減）となりました。

当社グループでは、以下の売上向上施策を行いました。

レジャー事業では、アニタッチ事業が広範囲へ展開したことによる相乗効果として伊豆シャボテン動物公園の来場者数が堅調に推移しております。

アニタッチ事業では、新たにイオンモール土浦、ららぽーと名古屋みなとアクルス、アクアシティお台場、MARK IS静岡と４カ所へ出店し、より広範囲のお客様にご来場いただけるよう努めてまいりました。

ホテル事業では、SKY HILL HOTEL伊豆高原を新規に開業し、宿泊施設は合計４カ所となりました。それぞれの特色を生かし様々なお客様をお迎えする準備が整っております。

(2) 設備投資等の状況

総額4億39百万円の設備投資を行いました。これは主に当社子会社である株式会社伊豆シャボテン公園におけるアニタッチ施設の建物及び構築物等への設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年4月5日に株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換により取得しました。

(5) 対処すべき課題

①グループ全体における課題

（ア）グループ知名度の向上

当社グループは、１年間で約200万人のお客様をお迎えする施設を有しております。今後の当社グループの成長のためには、当社施設をまだご存じない方々に向けて認知度を上げ、足を運んでいただけるような施策を講じていくかが重要な課題であると考えております。

（イ）人材の確保

人事・賃金制度や研修等の見直しにより、優秀な人材の確保と従業員の成長を図り、今後の雇用環境の変化に対処し、より複雑化・高度化する業務に適切に処理できる組織力を培うことが重要な課題であると考えております。

（ウ）コンプライアンスの推進

当社グループは、ステークホルダーとの信頼関係を築いてまいりました。一度の法令違反により、これらの信頼関係を瓦解させ、ひいては企業経営に多大なダメージを与えることとなります。このため、当社は役職員に対し、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の確立を指導するとともに、適宜外部専門家との情報交換を行うことにより、法令・定款違反行為を未然に防止することが重要な課題であると考えております。

②レジャー事業における課題

（ア）魅力的な運営施設への改善

伊豆ぐらんぱる公園における「グランイルミ」などへの新たな設備投資、また老朽化した既存設備の修繕などを行い、運営施設の全般的な魅力向上に努めることが、集客力の強化の課題となっております。

（イ）イベントの拡充
当社グループの運営施設は様々なイベントを開催しておりますが、ご来園いただいたお客様の顧客満足度の向上を図るイベントだけでなく、そのイベントによって集客を図ることができる話題性のあるイベントなど魅力的なイベントを拡充することが、集客力の強化の課題となっております。

（ウ）物販の拡充
魅力的なオリジナル商品の企画開発・販売を行い、各運営施設の売上向上やオリジナル商品の販売を通じての各運営施設、及びインターネット通販サイトである伊豆シャボテン本舗の知名度向上を図ることが、施設集客力の強化の課題となっております。

（エ）接遇などサービスレベルの向上
各運営施設のスタッフによるきめ細やかなサービスの提供を通じて、顧客満足度の向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

（オ）効果的な宣伝広告の実施
各運営施設は施設コンセプトが異なることから、広告媒体の選別を行い、ゴールデンウィークや夏休み、年末年始や春休みなどの各繁忙期に向けてそれぞれに効果的な宣伝を行うことが、集客力の強化の課題となっております。

③アニタッチ事業における課題
（ア）アニタッチの認知度向上
「アニタッチ」については、SNSなどを通じて当社グループの運営ということを更に周知してまいりたいと考えております。また、アニタッチが所在する施設の周りでも、まだまだアニタッチそのものをご存じない方も大勢いらっしゃいます。皆様にアニタッチの魅力を着実に伝えより多くの入場者に来ていただくこと、及び「アニタッチ」各施設へ来園いただいたお客様にレジャー事業の各施設へご来訪いただけるよう相互の施設の認知度を高めていくことが、集客力の強化の課題となっております。

④ホテル事業における課題
（ア）各ホテルの認知度向上
伊東市は2022年度において第５位の入湯税収入を誇る温泉地であり、多数の宿泊施設が所在する自治体となっています。競合施設が多数存在する中で株式会社伊豆ドリームビレッジが運営する伊豆シャボテンヴィレッジ他各施設の魅力を高めることにより認知度を向上させることが課題となっております。

（イ）グランピング施設の差別化

伊豆シャボテンヴィレッジは伊豆シャボテン動物公園の隣地に位置するという地理的に有利な条件もあり多くのお客様に来場いただいております。しかしながら全国的にグランピング施設が増加したことにより一時のブームは沈静化しています。グランピング施設への宿泊体験をより身近なものとしていただくような広告戦略及び他社との協業などを行い宿泊率を向上させることが課題となっております。

(6) 財産及び損益の状況

区分＼年度	第46期 (2020.4.1～2021.3.31)	第47期 (2021.4.1～2022.3.31)	第48期 (2022.4.1～2023.3.31)	第49期（当期） (2023.4.1～2024.3.31)
売上高（百万円）	2,149	2,407	3,390	4,648
経常利益（百万円）	168	215	693	954
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	287	194	477	323
1株当たり当期純利益（円）	20.19	13.65	33.51	17.77
総資産（百万円）	3,527	3,752	4,947	6,724
純資産（百万円）	2,578	2,782	3,278	4,943
1株当たり純資産（円）	181.12	195.46	229.45	269.65

（注）1．記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く）は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第47期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3．2023年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第46期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

■ **売上高**(百万円)

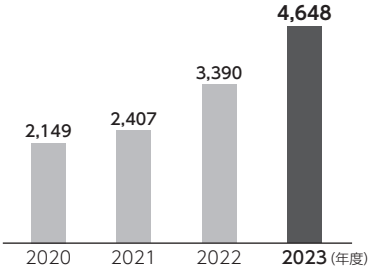

■ **親会社株主に帰属する当期純利益**(百万円)

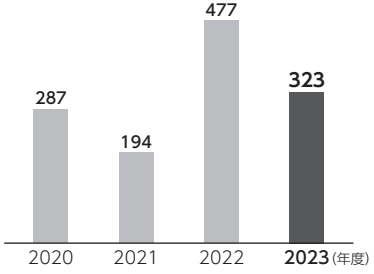

■ **純資産**(百万円)

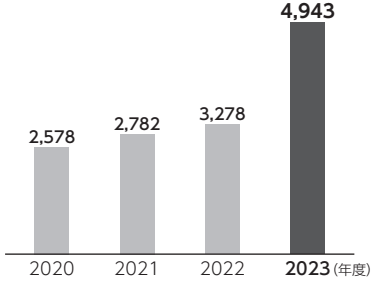

(7) 重要な子会社の状況

（ｉ）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社伊豆シャボテン公園	50百万円	100.0%	テーマパーク等の運営
株式会社伊豆ドリームビレッジ	50百万円	100.0%	宿泊施設の運営
株式会社ＦＬＡＣＯＣＯ	10百万円	100.0%	テレビCMの企画・制作

（ⅱ）特定完全子会社に関する事項

会　社　名	住　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社伊豆ドリームビレッジ	静岡県伊東市富戸1317番地584	1,092百万円	2,373百万円

（ⅲ）持分法適用会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウェブ	10百万円	20.0%	結婚に関するコンサルタント業

（ⅳ）企業結合の経過

当連結会計年度において、2023年４月５日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、連結子会社といたしました。

（Ⅴ）企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社に記載の３社であります。

当期の連結売上高は46億48百万円（前期比37.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億23百万円（前期比32.2％減）であります。

(8) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
レジャー事業	伊東市に所在するテーマパーク等の運営等
アニタッチ事業	ふれあい動物施設の運営等
ホテル事業	宿泊施設の運営等

(9) 主要な営業所

(ⅰ) 当社　本社　(東京都港区)
(ⅱ) 子会社　株式会社伊豆シャボテン公園　(静岡県伊東市)
(ⅲ) 子会社　株式会社伊豆ドリームビレッジ　(静岡県伊東市)

(10) 従業員の状況

(ⅰ) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
182名	44名増

(ⅱ) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名減	38.5歳	9.7年

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	525,228 千円
株式会社日本政策金融公庫	211,465 千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　25,000,000株

（2）発行済株式の総数　　18,229,794株（自己株式18,474株を除く。）

（3）株主数　　12,906名

（4）大株主一覧（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山河企画有限会社	1,359,750株	7.46%
柏温泉リゾート株式会社	1,205,000株	6.61%
株式会社トーテム	1,200,000株	6.58%
株式会社船カンショートコース	1,200,000株	6.58%
株式会社広共	900,000株	4.94%
株式会社ＲＮＤ	700,000株	3.84%
ロイヤル観光有限会社	650,000株	3.57%
有限会社ＭＢＬ	625,000株	3.43%
株式会社ハッピーリゾート	511,850株	2.81%
株式会社広共コーポレーション	468,450株	2.57%

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し小数点以下第３位を四捨五入しております。

（5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数

5,000個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式500,000株（新株予約権１個につき100株）

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個　数	保有者数
取締役（社外取締役及び監査役を除く）	第８回（22,000円）	2024年7月1日 ～2029年6月30日	1,700個	３名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北　本　　幸　寛	㈱伊豆シャボテン公園取締役 ㈱FLACOCO取締役 ㈱ウェブ取締役
取　　締　　役	吉　村　　浩太郎	㈱伊豆シャボテン公園代表取締役 ㈱伊豆ドリームビレッジ取締役 ㈱FLACOCO取締役
取　　締　　役	栗　原　　謙	㈱FLACOCO代表取締役
取　　締　　役	金　　良　姫	㈱ニッサントラベル取締役
取　　締　　役	酒　井　　貴　雄	㈱エデン代表取締役
取　　締　　役	江　口　　修　司	
監　　査　　役	白　石　　孝　誼	
監　　査　　役	大　箸　　郁　夫	
監　　査　　役	小田島　　章	

（注）１．取締役江口修司氏は、社外取締役であります。

2．監査役大箸郁夫及び小田島章の両氏は、社外監査役であります。
3．監査役大箸郁夫氏及び小田島章は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役大箸郁夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等を対象外としています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、現状の当社の規模などを鑑みた結果、取締役個人の報酬等については、固定額報酬のみとすることとなっています。また、決定方針の決定方法は、社外取締役等の協議を経たうえで代表取締役に一任することとしています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1992年６月26日開催の第17期定時株主総会において年額20,000万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年６月26日開催の第17期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。また別枠で2022年６月28日開催の第48回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年間１億円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役１名）です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長北本幸寛が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰し、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役との協議を経た後に決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等(ストック・オプション)	
取締役 (うち社外取締役)	38,918 (1,700)	33,470 (1,700)	— (—)	5,448 (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	5,650 (3,350)	5,650 (3,350)	—	—	4 (3)

(注) 1．上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬はありません。
2．非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの概要は、「3．(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況」に記載しております。

（5）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主　な　活　動　状　況
取締役	江口　修司	当事業年度開催の取締役会には13回中11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大箸　郁夫	当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、また当事業年度の監査役会12回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	小田島　章	当事業年度開催の取締役会には監査役就任後11回中11回に出席し、また監査役会10回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＫＤＡ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（ｉ）公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

17,000千円

（ⅱ）当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

17,000千円

(注) 1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ＫＤＡ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、2006年５月26日開催の取締役会において下記のとおり基本方針を定めました。その後2015年５月14日開催の取締役会において一部を改訂いたしました。改訂後の内容は下記のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社グループの役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動を取るための行動規範として設ける。

②その周知・徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。

③代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、経営企画室と連携のうえ、コンプライアンス体制遂行の状況を監視する。

④定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。

⑤当社グループは、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。

②取締役及び監査役並びに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

②新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。

②社内規程に基づく会社の権限分配・意思決定ルールによる権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT を活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業連会議の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。

②グループ企業間との緊密な連絡体制の構築とグループ経営会議を開催し、担当部門より取締役会及び監査役会への報告を行う。

③各グループ会社が当社のコンプライアンス規定と同等の規程を制定することを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を図る。

④各グループ会社からの内部通報は、当社の社長、監査役、外部弁護士等に直接通報できるものとする。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役は、内部監査部門所属の使用人を監査役との連絡事務局とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告するものとする。

②監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。

③当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得たうえで決定するものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

①取締役又は内部監査部門の使用人は、監査役会に対して、取締役会や当社経営会議、グループ経営会議等の法定の事項に加え、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

②報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行う。

②監査役会は会計監査人と、定期的な情報交換等の連携を図り会計監査人より会計監査内容の説明を受ける。

③当社グループは監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、必要なコンプライアンスについて、会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを行っております。

③内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

（2024年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**2,349,480**	**流動負債**	**738,834**
現金及び預金	1,922,761	買掛金	57,357
売掛金	247,622	未払金	196,029
商品等	74,029	前受金	13,990
その他	105,066	預り金	5,999
固定資産	**4,375,050**	1年以内返済予定の長期借入金	67,972
有形固定資産	**2,697,844**	未払法人税等	191,825
建物及び構築物	2,134,688	賞与引当金	48,026
機械及び装置	111,937	その他	157,634
土地	152,484	**固定負債**	**1,041,971**
建設仮勘定	173,056	退職給付に係る負債	233,826
その他	125,677	リース債務	57,765
無形固定資産	**844,744**	長期借入金	668,721
のれん	821,294	その他	81,658
ソフトウェア	13,795	**負債合計**	**1,780,806**
その他	9,654	純資産の部	
投資その他の資産	**832,460**	**株主資本**	**4,965,626**
関係会社株式	180,380	資本金	100,000
投資有価証券	158,383	資本剰余金	1,817,184
長期化営業債権	3,156	利益剰余金	3,063,233
破産更生債権等	754	自己株式	△14,790
繰延税金資産	77,797	**その他の包括利益累計額**	**△49,944**
その他	415,899	その他有価証券評価差額金	△49,944
貸倒引当金	△3,911	**新株予約権**	**28,043**
		純資産合計	**4,943,725**
資産合計	**6,724,531**	**負債及び純資産合計**	**6,724,531**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（2023年 4 月 1 日 から
2024年 3 月31日 まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**4,648,493**
売上原価		**900,730**
売上総利益		**3,747,762**
販売費及び一般管理費		**2,847,381**
営業利益		**900,380**
営業外収益		
受取利息	26	
受取賃貸料	2,795	
受取手数料	1,382	
持分法による投資利益	10,156	
補助金収入	2,000	
その他	45,444	**61,804**
営業外費用		
支払利息	7,029	
その他	1,081	**8,111**
経常利益		**954,074**
特別利益		
固定資産売却益	158	
受取保険金	8,564	**8,722**
特別損失		
固定資産除却損	1,530	
減損損失	330,924	
その他	2,506	**334,961**
税金等調整前当期純利益		**627,835**
法人税、住民税及び事業税	315,729	
法人税等調整額	△11,214	**304,515**
当期純利益		**323,320**
親会社株主に帰属する当期純利益		**323,320**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2023年 4 月 1 日 から
2024年 3 月31日 まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**100,000**	**425,232**	**2,739,912**	**△12,246**	**3,252,898**
当期変動額					
株式交換による増加		1,392,000			1,392,000
親会社株主に帰属する当期純利益			323,320		323,320
自己株式の取得				△2,651	△2,651
自己株式の処分		△48		107	59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**—**	**1,391,951**	**323,320**	**△2,543**	**1,712,728**
当期末残高	**100,000**	**1,817,184**	**3,063,233**	**△14,790**	**4,965,626**

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**13,414**	**13,414**	**12,018**	**3,278,331**
当期変動額				
株式交換による増加				1,392,000
親会社株主に帰属する当期純利益				323,320
自己株式の取得				△2,651
自己株式の処分				59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△63,359	△63,359	16,025	△47,334
当期変動額合計	**△63,359**	**△63,359**	**16,025**	**1,665,393**
当期末残高	**△49,944**	**△49,944**	**28,043**	**4,943,725**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連　結　注　記　表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 …… 合計３社
(国内３社)

連結子会社の名称

株式会社伊豆シャボテン公園
株式会社伊豆ドリームビレッジ
株式会社FLACOCO

当連結会計年度において、当社を株式交換完全親会社、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換を実施しております。その結果、株式会社伊豆ドリームビレッジを連結の範囲に含めております。

（2）非連結子会社 …… ０社

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用関連会社数 …… １社

持分法適用関連会社の名称

株式会社ウェブ

（2）持分法非適用非連結子会社及び関連会社数 … ０社

３．会計方針に関する事項

イ．重要な資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

（2）棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品　最終仕入原価法

ロ．重要な減価償却資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ハ．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき計上しております。

(3) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

二．その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る負債の対象従業員が、300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当連結会計年度末自己都合要支給額としております。

(2) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

①（1）入園チケットに係る収益認識

（2）商品販売及び飲食等に係る収益認識

（3）受託販売に係る収益認識

（4）テナント契約に係る収益認識

（5）ホテル宿泊サービス等に係る収益認識

②収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の５つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４；取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

レジャー事業・アニタッチ事業

レジャー施設及びアニタッチ施設の提供、施設内での商品・飲食等の販売、受託商品の販売、テナント施設での販売を履行義務としております。入園・販売された時点で収益を認識しております。

ホテル事業

ホテル事業は、当社グループが保有するホテルに集客し、部屋の提供、食事の提供、その他サービス

を提供するとともに、おみやげ品等の物品販売を行うものであります。
宿泊等に係るサービスは一定期間にわたり充足される履行義務であることから、サービス提供の進捗に応じて収益を認識しております。

(3) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれん及び固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度ののれん及び固定資産の帳簿価額の計上金額は、主にのれん821,294千円、有形固定資産2,697,844千円です。

また、2023年2月15日における完全子会社化の決定と合意公表後、当社の株価が上昇したため、株式会社ドリームビレッジの株主に交付される当社株式の価値が増加し、企業結合日である2023年4月5日において算定された会計上の取得価額が、当初想定したいた金額に対して多額となったため、企業結合日時点における適正な評価額との差額である299,317千円を、またアニタッチ土浦店の店舗閉鎖により31,607千円を減損損失として計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

減損の兆候を識別した資産又は資産グループ（以下、資産グループ）について、減損損失の認識テストを実施しており、さらに測定を行う場合には、その回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により算定しています。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しています。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画等における重要な仮定は、主として各事業の入園者数等に関する将来の見通しです。

将来キャッシュ・フローの算定期間は当該資産グループに属する建物及び構築物、機械及び装置等の平均残存耐用年数を基礎としています。採用する割引率は、主に資本コストを基礎として算定しています。正味売却価額は適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて算定した価格であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の予測不能な経営環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、当社施設の入園者数等に関する将来の見通しが悪化した場合や建物及び構築物、機械及び装置等の評価額が低下した場合には減損損失を計上する可能性があります。

関係会社株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

関係会社株式　　180,380千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券の評価に当たっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価し、その超過収益力等の毀損の有無を判断しています。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合などは、超過収益力が毀損したと判断し、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　2,139,863千円

2．流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高　7,937千円

連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額　4,648,493千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	28,496,537	8,000,000	18,248,269	18,248,268

（注）1.普通株式の発行済株式総数の増加8,000,000株は、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換を行ったことによるものであります。

2.2023年10月1日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を実施したため、発行済株式総数は18,248,269株減少しております。

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　議	株式の種　類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2024年６月26日定時株主総会	普通株式	182,297	利益剰余金	10	2024年３月31日	2024年6月27日

3．当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、他に貸付けを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。これについては時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	157,583	157,583	—
資産計	157,583	157,583	—
長期リース債務	57,765	57,693	△72
長期借入金（1年以内長期借入金を含む）	736,693	732,832	△3,860
負債計	794,458	790,526	△3,932

(注) 1．「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2．市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。

区　　分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券（非上場株式）	800
関係会社株式（非上場株式）	180,380

3．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：　レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：　重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期リース債務

新規に同様のリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

区分	レジャー事業
伊豆シャボテン動物公園	1,679,994
伊豆ぐらんぱる公園	1,787,112
ニューヨークランプ・ミュージアム＆ フラワーガーデン・伊豆海洋公園	283,131
売上高控除	△394,703
顧客との契約から生じる収益	3,355,534
その他の収益	―
外部顧客への売上高	3,355,534
区分	アニタッチ事業
アニタッチ	642,638
その他の収益	―
外部顧客への売上高	642,638
区分	ホテル事業
伊豆ドリームビレッジ	649,499
その他の収益	―
外部顧客への売上高	649,499
区分	その他
その他	821
その他の収益	―
外部顧客への売上高	821
外部顧客への売上高合計	4,648,493

（注）売上区分の変更に関する事項

従来、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「レジャー事業」の単一セグメントとしておりましたら、セグメントの変更に伴い、「レジャー事業」、「アニタッチ事業」、「ホテル事業」及び「その他」の４つの区分に変更しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3．会計方針に関する事項（二）その他連結計算書類の作成のための重要な事項（2）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	148,121
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	247,622
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	6,459
契約負債（期末残高）	7,937

（注）連結貸借対照表において、契約負債は流動負債「前受金」に含まれております。

（2）残高履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。

１株当たり情報注記

１．１株当たり純資産額　269円65銭

２．１株当たり当期純利益　17円77銭

（注）2023年10月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業	種類	減損損失（千円）
ホテル事業	のれん	299,317
アニタッチ事業	建物及び構築物	27,686
	その他	3,921
計		330,924

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、原則として管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

ホテル事業ののれんについて、2023年2月15日における完全子会社化の決定と合意公表後、当社の株価が上昇したため、株式会社ドリームビレッジの株主に交付される当社株式の価値が増加し、企業結合日である2023年4月5日において算定された会計上の取得価額が、当初想定したいた金額に対して多額となったため、企業結合日時点における適正な評価額との差額である299,317千円を、またアニタッチ事業について、アニタッチ土浦店の店舗閉鎖により31,607千円を減損損失 として計上しております。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

（1）企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社伊豆ドリームビレッジ

事業の内容　　宿泊事業

②企業結合を行った主な理由

当社グループの既存施設と被取得企業が行う宿泊事業との融合によりレジャー事業の規模の競争力を高めるため。

③ 企業結合日

2023年４月５日（株式交換の効力発生日）

2023年４月１日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社伊豆ドリームビレッジを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

株式会社伊豆ドリームビレッジ

⑥ 取得した議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社伊豆ドリームビレッジについては、当社施設の隣接地などで宿泊事業を営んでおり、宿泊施設をグループとして一体化して運営することにより、これらの自社施設を滞在型リゾートとして更に発展することが可能であるとの判断、および宿泊施設運営のノウハウを手に入れることにより、他県・他地域での宿泊施設運営という新たな分野への進出が可能となる、以上の判断により被取得企業を子会社としました。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2023年４月１日から2024年3月31日まで
(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式の時価	1,392,000千円
取得原価		1,392,000千円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数
① 株式の種類別の交換比率
株式会社伊豆ドリームビレッジの普通株式１株：当社の普通株式1,600株
② 株式交換比率の算定方法
エースターコンサルティング株式会社に株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。
③ 交付した株式数
8,000,000株
(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額 1,211,866千円
② 発生原因 主として株式会社伊豆ドリームビレッジが宿泊事業を展開する地域において、当社施設との連携を図ることによって宿泊者数の更なる増加が期待される超過収益力であります。
③ 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却 なお、当該のれんの一部については減損処理をしております。詳細は「注記事項（その他の注記　減損損失に関する注記)」に記載しております。
(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	160,417	千円
固定資産	577,574	千円
資産合計	737,991	千円
流動負債	87,200	千円
固定負債	470,658	千円
負債合計	557,858	千円

重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**598,901**	**流動負債**	**18,613**
現金及び預金	487,903	未払金	8,750
売掛金	7	未払法人税等	620
前払費用	2,056	未払費用	1,156
短期貸付金	47,912	預り金	1,563
未収還付法人税等	60,359	賞与引当金	2,172
その他	**662**	その他	4,350
固定資産	**1,775,035**	**固定負債**	**39,062**
有形固定資産	**125,182**	資産除去債務	26,315
建物及び構築物	125,023	退職給付引当金	12,511
工具器具備品	158	その他	235
投資その他の資産	**1,649,853**	**負債合計**	**57,675**
関係会社株式	1,465,185	純資産の部	
投資有価証券	157,583	**株主資本**	**2,321,326**
敷金・保証金	14,835	**資本金**	**100,000**
繰延税金資産	5,920	**資本剰余金**	**1,817,184**
その他	7,083	資本準備金	1,578,500
貸倒引当金	△754	その他資本剰余金	238,684
		利益剰余金	**418,932**
		その他利益剰余金	418,932
		繰越利益剰余金	418,932
		自己株式	**△14,790**
		評価・換算差額等	**△33,108**
		その他有価証券評価差額金	△33,108
		新株予約権	**28,043**
		純資産合計	**2,316,261**
資産合計	**2,373,937**	**負債及び純資産合計**	**2,373,937**

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損　益　計　算　書

（2023年 4 月 1 日 から
2024年 3 月31日 まで）

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売　上　高		**850,634**
売　上　原　価		**24,071**
売　上　総　利　益		**826,562**
販売費及び一般管理費		**193,354**
営　業　利　益		**633,208**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	470	
賞与引当金戻入額	921	
そ　の　他	287	**1,679**
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	471	
そ　の　他	4	**476**
経　常　利　益		**634,411**
特　別　損　失		
関係会社株式評価損	308,117	**308,117**
税引前当期純利益		**326,294**
法人税、住民税及び事業税	7,728	
法人税等調整額	2,466	**10,195**
当　期　純　利　益		**316,099**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2023年 4 月 1 日 から
2024年 3 月31日 まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	**100,000**	**186,500**	**238,732**	**425,232**	**102,833**	**102,833**
当期変動額						
株式交換による増加		1,392,000		1,392,000		
当期純利益					316,099	316,099
自己株式の取得						
自己株式の処分			△48	△48		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	**—**	**1,392,000**	**△48**	**1,391,951**	**316,099**	**316,099**
当期末残高	**100,000**	**1,578,500**	**238,684**	**1,817,184**	**418,932**	**418,932**

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	**△12,246**	**615,819**	**8,771**	**8,771**	**12,018**	**636,609**
当期変動額						
株式交換による増加		1,392,000				1,392,000
当期純利益		316,099				316,099
自己株式の取得	△2,651	△2,651				△2,651
自己株式の処分	107	59				59
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△41,880	△41,880	16,025	△25,855
当期変動額合計	**△2,543**	**1,705,506**	**△41,880**	**△41,880**	**16,025**	**1,679,651**
当期末残高	**△14,790**	**2,231,326**	**△33,108**	**△33,108**	**28,043**	**2,316,261**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個　別　注　記　表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

①　子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が、300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末自己都合要支給額としております。

4．収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、経営指導料等について、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

関係会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　1,465,185千円

また、2023年2月15日における完全子会社化の決定と合意公表後、当社の株価が上昇したため、株式会社ドリームビレッジの株主に交付される当社株式の価値が増加し、企業結合日である2023年4月5日において算定された会計上の取得価額が、当初想定したいた金額に対して多額となったため、企業結合日時点における適正な評価額との差額である308,117千円を関係会社株式評価損として計上しております。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式については市場価格がない株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額として減損処理を行っております。

（3）翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じておりませんが、将来の不確実な経済条件の変動により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性がございます。

貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

未収収益	304千円
短期貸付金	47,912千円
長期貸付金	2,251千円
未払金	847千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　282,952千円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引	
売上高	850,000千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	468千円
営業外費用	471千円

2．売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額　203,634千円

3．関係会社株式の評価損

特別損失に計上しました関係会社株式評価損は、連結子会社であります株式会社伊豆ドリームビレッジの株式について減損処理を実施したことによるものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	25,648	5,940	13,114	18,474

（注）1．自己株式の増加株式数5,940株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

2．自己株式の減少株式数125株は、単元未満株式の買い増しによるものであります。

3．2023年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施したため、自己株式は12,989株減少しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	322,845
減価償却超過額	1,697
その他	42,225
繰延税金資産小計	366,768
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△16,054
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△338,539
評価性引当額小計	△354,593
繰延税金資産合計	12,175
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	6,255
繰延税金負債合計	6,255
繰延税金資産の純額	5,920

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 伊豆シャボテン公園	直接 100.0%	兼任 2名	資金融資 営業上 の取引	経営指導料(注)1	198,000	未払金	809
					不動産の賃貸(注)2	42,000		
					受取配当金(注)2	605,000		
					借入金利息(注)3	471		
子会社	株式会社 伊豆ドリームビレッジ	直接 100.0%	兼任 1名	資金融資 営業上 の取引			未収収益	304
					経営指導料(注)1	5,000	短期貸付金	47,912
					貸付金利息(注)3	468	長期貸付金	2,251
							未払金	37

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 経営指導料については、相手会社との交渉のうえ、役務の提供に見合う価格になっております。なお取引金額については、消費税等は含まれておりません。

2. 相手会社との交渉のうえで決定しております。

3. 市場金利を勘案して利率を決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　125円52銭

2．1株当たり当期純利益　17円38銭

（注）2023年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

その他の注記

企業結合に関する注記

連結注記表「その他の注記　企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月２８日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
　取締役会　御中

ＫＤＡ監査法人
東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　濱　村　　則久

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐佐木　　敬昌

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊豆シャボテンリゾート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月28日

伊豆シャボテンリゾート株式会社
　取締役会　御中

ＫＤＡ監査法人

東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　濱　村　　則久

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐佐木　　敬昌

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、伊豆シャボテンリゾート株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第４９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第４９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＫＤＡ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＫＤＡ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

2024年５月28日

伊豆シャボテンリゾート株式会社　監査役会

常　勤　監　査　役　白　石　孝　誼　㊞

監査役（社外監査役）大　箸　郁　夫　㊞

監査役（社外監査役）小　田　島　　章　㊞

以　　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都港区元赤坂２丁目２番23号
明治記念館
「若竹」の間
TEL　03-3403-1171（代表）

交通機関　JR〔中央線・総武線〕信濃町駅 下車徒歩3分
地下鉄〔銀座線・半蔵門線・大江戸線〕青山一丁目駅 下車（2番出口）徒歩6分
地下鉄〔大江戸線〕国立競技場駅 下車（A1出口）徒歩6分
都バス〔品97〕品川車庫前～新宿駅西口〔権田原〕下車徒歩1分